

論文式試験問題集
[民法・債権法Ⅰ]

【民法・債権法Ⅰ】

次の文章を読んで、後記の【設問1】および【設問2】に答えよ。

解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。なお、民法以外の法令の適用について検討する必要はない。

【事実】

- 1 輸入家具販売業を営む個人事業主Aは、2024年1月15日、個人客Bとの間で新品のソファセットの売買契約を締結した。当日、Aの店舗にはBが希望した色のソファセットの在庫がなかったことから、商品入荷後にAからBに連絡をするものとし、入荷連絡後10日以内にBがAの店舗でソファセットを受け取るとともに代金を支払うことで合意した。Aは、2024年2月15日に入荷したソファセットを他の商品と区別して倉庫内で保管したうえで、その日のうちに商品が入荷した旨をBに連絡したが、Bは10日以内にソファセットの受け取りに来なかった。
- 2 その後、2024年2月28日、倉庫内に保管していたソファセットは、第三者による盗難にあつて紛失した。Aの倉庫では監視カメラおよび警報装置を設置していたが、盗難被害にあつた当時、故障により正常に作動していなかった。倉庫の施錠は通常通りなされていた。
- 3 Bは、2024年3月9日、ソファセットの受け取りにAの店舗を訪れた。Aは第三者による盗難により受け渡し予定のソファセットが紛失したことをBに伝えたところ、BはAに対して別の新品のソファセットの引き渡しを求めたため、Aはこれを拒否し、Bに対してソファセットの代金を請求した。

【設問1】（配点:25点）

【事実】1から3までを前提として、本件売買契約に関するAB間の債権債務関係を検討しなさい。

【事実】

- 4 A（当時75歳）は、2024年3月20日の午後7時頃、C社が経営するスーパーマーケットの店舗に利用客として訪れた際、惣菜売場の前の通路を歩行中に、他の利用客が落としたカボチャの天ぷらを踏んで転倒し右足を骨折する負傷をした。
- 5 本店舗の惣菜売場では、本件天ぷらを含む惣菜類を種類別に大皿に盛って陳列し、利用客自身が購入しようとする惣菜をトングで取り、惣菜売場に置かれているプラスチック製パック又は惣菜持ち帰り用袋に詰めてレジまで持参するというセルフ方式で販売していた。
- 6 本件店舗では、惣菜売場を含む店舗全体の清掃を午前9時と午後3時の2回実施しているが、本件事故現場である惣菜売場前の通路には、時折、利用客が落としたと思われる惣菜が落ちていることがあり、本件事故以前にも利用客から落下物の申告や苦情等が月に1件ほどあった。
- 7 本件事故が発生した午後7時台は本件店舗内が非常に混み合う時間帯であり、惣菜売

場前にも利用客の行列ができており、惣菜売場前の通路は見通しが悪い状況であった。また、本件事故当時、惣菜売場には調理担当として5人の従業員が配置されており、その他にも惣菜の品出し担当として2人の従業員が配置されていた。

- 8 なお、店舗内の転倒事故に関する消費者庁の文書（別紙 [参考資料]）によると、店舗内の床滑りによる転倒事故は、雨天時や水を使う場所の床濡れによるものが大半を占めているが、落下物による転倒事故も一定数発生している。
- 9 Aは、本件事故に遭う1年ほど前から、時々、歩いていてバランスを崩したり、つまずいたりするなどの身体機能の低下があり、2023年3月1日に病院で検査を受けていた。その検査の結果は、Aの身体機能の低下は加齢によるものであって、無理をしなければ日常生活を送る上での支障はないが、定期的に病院で検査を受けるよう勧める、というものであった。Aは、この勧めに従って、2023年4月から病院で毎月1回の検査を受けていたが、特段の疾患はないと診断されていた。一方、この間、Aの妻が病気で入院したため、Aは、毎日のように病院と自宅とを往復し、徹夜で妻に付き添っていたこともあった。そのため、Aは、2023年12月頃から、かなりの疲労の蓄積を感じていた。Aが本件事故で転倒し、右足を骨折するほどの重傷を負ったのは、Aのここ1年ほどの身体機能の低下と妻の看病による疲労の蓄積も原因となっていた。

【設問2】（配点：25点）

【事実】 4から9までを前提として、次の問いに答えなさい。

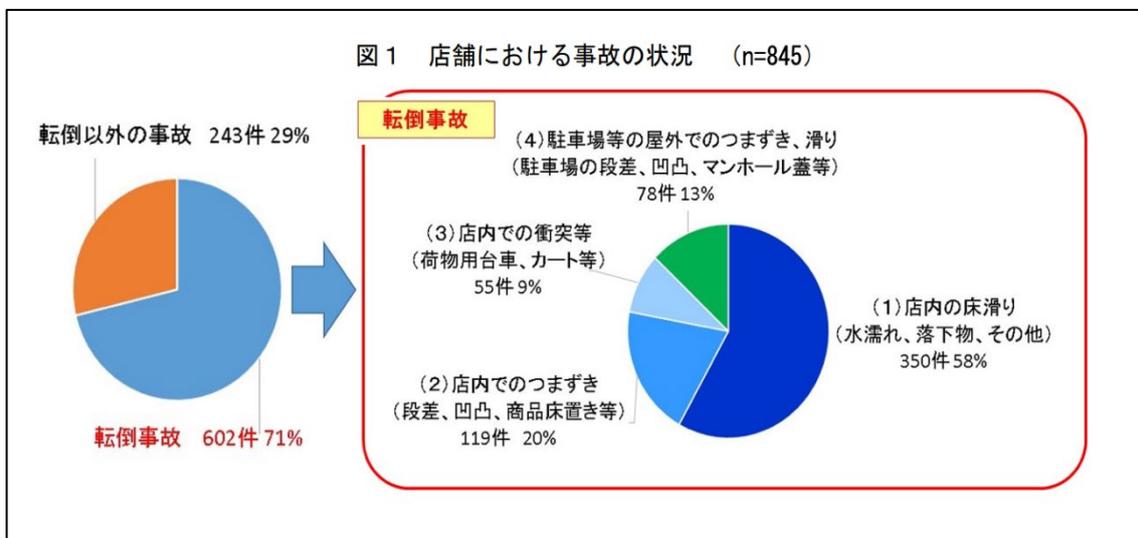
(1) 小問1

Aは、C社に対して負傷によって生じた治療費等の損害賠償を請求することができるか。法的構成を1つ挙げてその当否を検討しなさい。

(2) 小問2

仮にAの損害賠償請求が認められた場合、C社として考えられる反論を1つ挙げてその当否を検討しなさい。

[参考資料] (消費者庁) 店舗・商業施設で買い物中の転倒事故に注意しましょう (平成28年12月7日)



2. 転倒事故の内訳

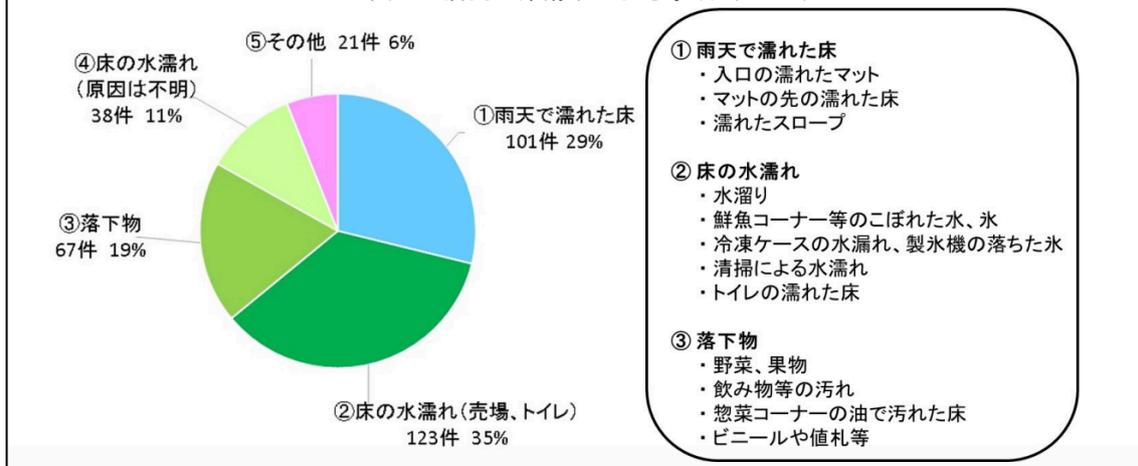
(1) 店内の床滑りによる転倒事故

雨天の日には店舗入口付近の濡れた床での転倒が多く、入口のマットが滑った事例やマットから床に足を踏み入れたときに濡れた床で滑った事例も起きています。

水濡れの床での事故としては、鮮魚コーナー、冷凍ケース、製氷機、ウォーターサービスの周辺で、こぼれた水や氷で足を滑らせた事例が多くあります。また、清掃後の床が十分乾いておらず、足を滑らせた事例もあります。

また、野菜くずや果物、飲み物、その他商品やその一部等の落下物を踏んで足を滑らせています。さらに、ビニールや値札等を踏んで足を滑らせた事例もあります。(図4)

図4 店内の床滑りによる事故 (n=350)



参考答案
[民法・債権法 I]

第 1 設問 1 について

1 新品ソファークセットの引渡債務について

B は、A に対し、第三者に盗難されたソファークセットとは別の新品のソファークセットの引き渡しを求めることができるか。本件売買契約は目的物の個性に着目したものではないため、種類物売買となるが、A はソファークセットを入荷したうえで B に受領の催告をしている。上記 A の行為が「物の給付をするのに必要な行為を完了」（民法 401 条 2 項）に該当する場合、種類物の特定が生じるところ、本件のように債務者の協力が必要な取立債務の場合、「物の給付をするのに必要な行為を完了」というには、単に履行の準備ができていない状態では足りず、給付の目的物を他の種類物と区別しておくことが必要となる。A は、受け渡し予定のソファークセットを入荷し、他の商品とは区別して保管したうえで B に受領の催告をしている。よって、A の行為により本件売買契約の目的物には特定が生じ、第三者による盗難の結果、本件商品の引渡債務は履行不能となる。

2 履行不能による損害賠償請求について

次に、B は、A に対して、本件商品の引渡債務の履行不能による損害賠償請求（民法 415 条 1 項）ができるか。債務者である A に帰責事由（同条項ただし書き）が存在するかどうか問題となる。この点、盗難被害にあった当時、本件商品を保管していた倉庫内の監視カメラや警報装置は故障により正常に作動していなかった。そのため、A には特定物である本件商品につき善管注意義務（民法 4

00 条）違反が認められるとも思える。しかし、A は債務の本旨に従った履行の提供（民法 493 条ただし書）をしたにもかかわらず、B は 10 日以内の受け取りをせず、債務の履行を受けることができなかったことから、B は受領遅滞（民法 413 条 1 項）に陥っている。その結果、A の善管注意義務は軽減されて「自己の財産に対するのと同じの注意」で足りる（同条項）。本件では倉庫内の監視カメラや警報装置は故障により作動していなかったものの、倉庫内の施錠は通常通りなされており、A は自己の財産に対するのと同じの注意を尽くしていたといえる。よって、A には帰責事由はなく、B の履行不能による損害賠償請求は認められない。

3 反対債権（売買代金支払請求）について

それでは、A から B に対する売買契約にもとづく代金支払請求は認められるか。本件商品の引渡債務は、AB 双方の責めに帰ることのできない事由により履行不能となっている。しかし、前述のとおり、本件では B は受領遅滞に陥っているため、本件商品の引渡債務の履行不能は、債権者である B の責めに帰すべき事由によるものとみなされる（民法 413 条の 2 第 1 項）。

よって、B は、反対債権である売買代金支払請求を拒絶することができず（民法 536 条 2 項）、また、履行不能を理由に本件売買契約を解除することできないため（民法 543 条）、代金支払債務を免れることはできない。

第 2 設問 2（小問 1）について

1 Aは、C社に対して、転倒事故による損害について不法行為（民法709条）にもとづく損害賠償請求することが考えられる。

2 まず、C社に過失が認められるか。過失とは結果発生の見込み可能性および結果回避可能性の存在を前提とする注意義務違反をいう。本件についてみると、利用客によるセルフ方式の惣菜の販売方法を採用する場合、利用客による包装や運搬の際に誤って商品を床面に落としてしまうことは、本件事故発生前から利用客から落下物の申告や苦情等があったことからしても容易に想定することができたといえる。特に、本件事故当時、惣菜売場前の通路は利用客で混雑して見通しが悪かったことや商品の落下物による店舗内の転倒事故が発生しているという消費者庁の報告書からすると、通路に落下した商品が放置されることによる利用客の転倒事故発生の危険が大きかったといえる。また、本件事故当時、惣菜売場には合計7人の従業員が配置されており、品出し担当を中心に惣菜売場前の安全確認をすることは十分に可能であった。したがって、C社においては、利用客に対する信義則に基づく安全管理上の義務として、特に本件事故発生時のように本件店舗が混み合うことが予想される時間帯については従業員による惣菜売場前通路の安全確認を徹底するにより、床面に商品が落下した状況が生じないようにすべき義務を負っていたといえる。それにもかかわらず、これを怠ったことによって本件事故を生じさせたC社には安全配慮義務違反が認められる。

3 また、C社の安全配慮義務違反とAの損害との間の因果関係も

認められる。

4 したがって、Aは、C社に対して、不法行為にもとづく損害賠償請求ができる。

第3 設問2（小問2）について

1 C社は、Aの身体機能の低下及び疲労の蓄積といった被害者の身体的な素因が損害の拡大に寄与したとして、民法722条2項類推適用により過失相殺の反論をすることが考えられる。

2 722条2項の過失相殺の趣旨は、損害の公平な分担を理念とする不法行為制度にある。そうすると、被害者に損害拡大の要因が存在する場合には、722条2項を類推適用して被害者の事情を考慮することができる。ただし、被害者が通常の体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合、個人の個体差の範囲として当然にその存在が予定されているものであるから、それをもって損害額の減額を認めるのは損害の公平な分担という過失相殺の趣旨に照らして相当でない。

3 Aは医師から特段の疾患はないと診断されており、日常生活を送る上での支障もなかった。したがって、Aの身体機能の低下と疲労の蓄積は、疾患とは違う個々人の個体差の範囲内のものといえ、いずれの素因についても損害の公平な分担という過失相殺の趣旨からして損害額の減額を認めるのは妥当でない。よって、本件において722条2項を類推適用することはできず、C社の反論は認められない。 以上

予備試験答案練習会（債権法Ⅰ）採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(25)		
本件売買契約の目的物が種類物であることの指摘		2	
「種類物の特定」(民法401条2項)とあてはめ		4	
特定物の引渡債務が履行不能になっていることの指摘		2	
上記債務不能による損害賠償請求についての検討		2	
「受領遅滞」(民法413条1項)とあてはめ		4	
目的物の保管義務の軽減とあてはめ		4	
受領遅滞後の履行不能についてのみなし規定(民法413条の2第2項) ※民法567条2項でも可		2	
履行拒絶権と解除権がどちらも行使できないことの指摘(民法543条、536条2項) ※民法567条2項でも可		2	
裁量点(優3良2可1不可0) 論理一貫しているかなどを考慮する		3	
〔設問2〕 小問(1)	(13)		
法的構成(債務不履行・不法行為・土地工作物責任)		2	
主な要件(「過失」ないし「瑕疵」)の検討		4	
他の要件の検討		2	
結論の妥当性(結論はどちらでも可)		2	
裁量点(優3良2可1不可0) 論理一貫しているかなどを考慮する		3	
〔設問2〕 小問(2)	(12)		
民法722条2項の過失相殺についての指摘		2	
民法722条2項の類推適用の規範定立		3	
上記要件のあてはめ		2	
結論妥当性:結論はどちらでも可		2	
裁量点(優3良2可1不可0) 論理一貫しているかなどを考慮する		3	
合 計	(50)	50	

民法・債権法 I 解説レジュメ

1. 総論

種類物の特定、受領遅滞後の特定物滅失、債務不履行責任／不法行為責任、過失相殺を題材に、条文や判例の基本的な理解、具体的事実を法的に評価して結論を導く能力、それらを論理的に一貫して表現する能力を確認する問題を出題した。今回は問題量が多いため、時間配分に注意しながら答案にはコンパクトに記載する工夫も求められる。

2. 〔設問1〕について

(1) 出題趣旨

種類物の特定と受領遅滞後の特定物の滅失に関する問題である。「弁済の提供」「種類物の特定」「受領遅滞」の三者関係についての基本的理解を前提に、必要な条文を正確に拾えるかどうかを問う設問となっている。

(2) 本件の概要

- ・2024年1月15日：AB間で新品のソファースットの売買契約締結

合意事項：商品入荷後にAからBに連絡

入荷連絡後10日以内にBがAの店舗で商品を受け取り、代金を支払う。

- ・2024年2月15日：Aは商品を入荷し、他の商品と区別して倉庫で保管。Bに入荷連絡。
- ・入荷連絡後10日経過してもBは商品受け取りに来ず
- ・2024年2月28日：入荷した商品が盗難にあつて紛失する。

倉庫の施錠はしていたが、警備システムは正常に作動せず。

- ・2024年3月9日：BがAに新品の商品の引き渡しを請求する。

Aはこれを拒否して、Bに代金の支払いを求める。

(3) 解説

ア 解答方針

本設問は「本件売買契約に関するAB間の債権債務関係」を検討させる問題となっており、本件は売買契約という双務契約であることから、売買契約に基づく目的物引渡債務と売買代金支払債務の帰趨を中心に検討することになる。

イ 弁済の提供

(a) 現実の提供（民法493条本文）

・・・債務の本旨に従って現実にされた提供のこと。「現実に」とは、債権者の協力がなくても給付の主要な部分をすることができ、債権者の受領があれば弁済が完了するような債務の場合（例：持参債務としての物の引渡債務）に、債務者がすべき準備をすることをいう。

(b) 口頭の提供（民法493条ただし書）

・・・弁済の準備をした上でこれを債権者に通知してその受領を催告すること。口頭の提供で足りるとされるのは、①債権者があらかじめ受領を拒んだ場合と②債務の履行について債権者の行為を要する場合（例：債務者の住所を履行場所とする債務（取立債務）における取立行為など）である。

(c) 口頭の提供をも要しない場合

・・・判例は、不動産賃貸借契約における賃料に関し、賃貸人が契約そのものの存在を否定するなど弁済を受領しない意思が明確であるときは、口頭の提供をしても無意味であるから、口頭の提供をも不要としている（最高裁昭和32年6月5日）。

→本件では、Aは商品を入荷したうえでBに受領の催告をしているので、弁済の提供（口頭の提供）が認められる。

ウ 種類物の特定

「物の給付に必要な行為の完了」（民法401条2項）

(a) 持参債務（債権者の現在の住所まで持参して引き渡しをする債務）の場合

・・・債務者が債権者の住所に目的物を持参し、債権者が受け取れる状態にすることが必要。

※ 持参債務の場合、「現実の提供」（民法493条本文）による弁済の提供にあたる行為は、通常、種類物の特定に「必要な行為」にもあたる。

(b) 取立債務（債務者の住所で引き渡しをする債務）の場合

・・・単に履行の準備ができていない状態では足りず、給付の目的物を他の種類物と分離等しておくことが必要。

※ 取立債務の場合、「口頭の提供」（民法493条ただし書）による弁済の提供と種類物の特定に「必要な行為」は必ずしも一致しないことに注意。

→本件は取立債務の事案であり、Aの行為（＝受け渡し予定のソファセットを入荷したうえで、他の商品とは区別して保管してBに受領の催告）は、「物の給付に必要な行為の完了」といえる。

エ 受領遅滞

〈受領遅滞の要件（民法413条1項）〉

(1) 債務の本旨に従った履行の提供があったこと

履行の提供の意味は、民法492条・493条の「履行の提供」と同じである。履行の提供がないか、あっても、それが債務の本旨に従ったものでないときは受領遅滞は生じない。

(2) 債権者が受領を拒否し、または受領をすることができないこと

債務の履行を受けることを拒む場合（＝受領拒絶）とは、債権者がその意思に基づいて債務の履行を受けることを拒否する場合のことを意味し、債務の履行を受けることが

できない場合（＝受領不能）とは、契約その他の債権の発生原因および取引上の社会通念に照らして債権者が債務の履行を受けることができない状態にある場合のことをいう。また、受領拒絶・受領不能が債権者の責めに帰すべき事由によるものであることは不要とされている。

〈受領遅滞の効果—保存義務の程度の軽減〉

債権者が受領遅滞にあるときは、特定物引渡債務の債務者の目的物保存義務の程度が善管注意義務（民法400条）から軽減され、「自己の財産に対するのと同じの注意」（民法413条1項）をもってその物を保存すれば足りる。

オ 本件の検討

(1) 目的物引渡債務

本件売買契約の目的物は物の個性に着目していない種類物であるが、本件におけるAの行為によって種類物の特定が生じているかどうかの問題となる。種類物の特定が認められれば、本件売買契約の目的物であるソファースセットは第三者による盗難によって紛失しているため、目的物引渡債務は履行不能となる。

(2) 受領遅滞後の履行不能による損害賠償債務

まず、Bに受領遅滞に認められるかどうかの問題となる。Aは弁済の提供（本件では口頭の提供）をしているにもかかわらず、Bは受取期間の10日間を過ぎても受け取っていないことから、Bは受領遅滞に陥っている。

Bに受領遅滞が認められる場合、保存義務の程度が軽減され、Aは「自己の財産に対するのと同じの注意」を尽くしていたかどうかの問題となる。Aが注意義務を尽くしていたときは履行不能による損害賠償責任を負わないが、注意義務違反が認められれば損害賠償責任を負うことになる。

(3) 受領遅滞後に履行不能になった引渡債務の反対債務（＝売買代金支払債務）

Q 受領遅滞後の履行不能について、AB双方に過失がなかった場合、Aは、Bに対して反対債務の履行を請求することができるか。

A 受領遅滞後の履行不能に関する特則

受領遅滞に陥っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由により履行が不能になった場合には、その履行不能は「債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす」（民法413条の2第2項）。

→その結果、Bは、

- ・ 反対債務（＝売買代金支払債務）の履行を拒絶することができない（民法536条2項）
- ・ 債務不履行を理由として本件売買契約を解除することもできない（民法543条）

なお、売買契約の場合は、上記の結論を民法567条2項からも導くことができる。

「売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、または受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、または損傷したときも、前項と同様とする」（民法 567 条 2 項）

3.〔設問 2〕小問 1 について

(1) 出題趣旨

A から C 社に対する損害賠償請求の法的構成とその当否を検討してもらおう問題である。法的構成については、債務不履行・不法行為・土地工作物責任が考えられるが、どの法的構成をとったとしても法的に必要な要件についての事実指摘と法的評価が求められる。

(2) 本件の概要

- ・2024 年 3 月 20 日午後 7 時頃：A は、C 社が経営するスーパーマーケットの店舗に利用客として訪れた際、惣菜売場の前の通路を歩行中に、他の利用客が落としたと思われるカボチャの天ぷらを踏んで転倒し右足を骨折する負傷をした。
- ・惣菜売場では利用客によるセルフ方式の販売方法をとっていた。
- ・本件事故が発生した午後 7 時台は本件店舗内が非常に混み合う時間帯であり、惣菜売場前の通路にも利用客の行列ができており、見通しが悪い状況だった。
- ・惣菜売場前の通路には、時折、利用客が落としたと思われる惣菜が落ちていることがあり、本件事故以前にも利用客から落下物の申告や苦情等が月に 1 件ほどあった。
- ・消費者庁の文書からも落下物による転倒事故が一定数発生していることが読み取れる。
- ・A は当時 75 歳だった。
- ・本件事故の 1 年ほど前から身体機能の低下あり。ただし、無理をしなければ日常生活を送る上での支障はなく、特段の疾患はないと診断されていた。
- ・また、妻の看護のため、2023 年 12 月頃からかなりの疲労の蓄積を感じていた。

(3) 解説

ア 債務不履行責任

店舗と利用客の間で売買契約などの契約締結後にあつてはその契約に基づいて、契約締結前であっても契約締結に向けて準備するなど特別の関係に入り当事者相互に相手方の誠実な対応を期待、信頼して行動しているような場合は信義則により、店舗側は利用客に対し店舗の安全に配慮する義務を負い、安全配慮義務違反により利用客に損害が生じたときは債務不履行として損害賠償責任を負うことになる（民法 415 条 1 項）。

本件では C 社に信義則条の安全配慮義務違反が認められるかどうかの主眼が主に問題となる。結果発生についての予見可能性や結果回避可能性について、本文の事実を指摘・法的に評価して結論を出すことが求められる。

イ 不法行為責任

建物所有者や管理者は、信義則上建物について安全性に配慮すべき義務(安全配慮義務)を負っており、安全配慮義務に違反したため第三者に損害が生じた場合、不法行為として損害賠償責任を負うことになる(民法 709 条)。

本件における安全配慮義務については前記アと同様。

ウ 土地工作物責任

土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害が生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対して損害賠償責任を負い、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者が損害賠償責任を負うことになる(民法 717 条 1 項)。

「瑕疵」とは、土地工作物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、占有者、所有者は土地工作物の瑕疵につき無過失責任を負うものと解されている。本件では、本件店舗の状態が「瑕疵」といえるかどうかを主に問題となる。

エ 裁判例

男性 X (事故当時 33 歳) が、平日の午後 7 時頃、Y が経営するスーパーマーケットに利用客として訪れた際、レジ前通路を歩行中にかぼちゃの天ぷらを踏んで転倒、負傷したことから、Y に対し不法行為責任または債務不履行責任ないし工作物責任による損害賠償請求権に基づき治療費、慰謝料等合計の支払いを求めた事案

□東京地裁令和 2 年 12 月 8 日 (一部認容・過失相殺)

「前記認定の本件店舗におけるかぼちゃの天ぷら等の惣菜の販売方法や、本件事故現場が会計前の商品を持った利用客が頻繁に通るレジ前通路であることを考慮すると、本件事故現場付近の床面に本件天ぷらを落としたのは、本件店舗の従業員ではなく利用客であったと認められる。もっとも、前記認定のような惣菜の販売方法を採用する場合、利用客による惣菜のパック・袋詰めの仕方や運び方等に不備があり、惣菜を持ってレジに向かう途中で、誤ってレジ前通路の床面に惣菜を落とすことがあり得るのは容易に予想されるといえる。証拠によれば、本件事故が発生した平日の午後 7 時台は本件店舗が混み合う時間帯であり、レジ台の前には会計を待つ利用客の行列ができていたことからすると、比較的空いているレジ台を目指すなどしてレジ前通路を歩行する利用客も相当数いたと考えられるから、レジ前通路の床面に物が落下していた場合、転倒事故が発生するおそれは大きかったといえる。上記事情に鑑みると、本件店舗を運営する被告としては、利用客に対する信義則に基づく安全管理上の義務として、本件事故発生時のように、本件店舗が混み合い、相当数の利用客がレジ前通路を歩行することが予想される時間帯については、被告の従業員によるレジ周辺の安全確認を強化、徹底して、レジ前通路の床面に物が落下した状況が生じないようにすべき義務を負っていたというべきである。本件事故発生時、被告の従業員がレジ周辺の安全確認を行っていた形跡はなく、被告は、上記義務を尽くしておらず、これにより、レジ前通路の床面に天ぷら

らが落下した状況を発生、継続させ、本件事故を生じさせたのであるから、被告には信義則上の安全管理義務違反があり、不法行為責任が成立するというべきである。

(中略)

「本件事故当時、本件店舗には26名程度の従業員が勤務しており、手の空いた従業員がレジ周辺の安全確認を行うことが人員不足により不可能であったとは認められないところ、レジ前通路に利用客が並んでいる中、従業員が同所に長時間滞在したり、頻繁に巡回したりすることは困難でも、レジ前通路の端の利用客が並んでいないところや、並んでいる利用客の後方(陳列台によって仕切られた通路の方)等から、レジ前通路の状況を目視により確認することで、利用客の邪魔にならない形でレジ周辺の安全確認を行うことは可能であったと考えられる。以上によれば、被告の従業員が本件天ぷらに気付いて対処することができず、本件事故発生を回避し得なかったとは認められない。」

□東京高裁令和3年8月4日(請求棄却)

「そこで検討するに、前記認定のとおり、消費者庁が店舗内の転倒事故に関して発出した文書によると、店舗内の床滑りによる転倒事故は、雨天時や水を使う場所の床濡れによるものが大半を占めており、落下物が原因となる場合も、青果物売場において野菜くず等を踏みつけたときに滑ることが想定されているものの、レジ付近の通路は落下物による転倒事故が発生しやすい場所としては挙げられていない。これは、青果物売場においては、野菜くず等の落下物が比較的多いことに加え、利用客も商品を選別するのに注意が集中し、足下の注意が疎かになりやすいことによるものであると考えられるのに対し、レジ付近の通路においては、この両方の要因とも想定し難いからであると考えられるのであって、合理的な区別であると認められる。前記認定の本件店舗におけるかぼちゃの天ぷら等の惣菜の販売方法からすれば、惣菜売場においても、青果物売場と同様に落下物が比較的に多くなる可能性はあるが、これは飽くまでも売場付近での話であり、レジ付近の通路とは区別して考える必要がある。本件店舗の店長であった証人Aの証言及び陳述書によっても、同人の知る限り、これまで他の店舗も含めレジ付近で落下物による転倒事故が発生したことはなかったことが認められる。他方、レジ前通路を通行する利用客からは同通路は見通しがよく、同通路上に商品等の落下物があっても目に付きやすく、店舗内が混み合っている時間帯でも足下の落下物を回避することは特に困難なことではないと認められる。これらを総合すると、レジ内の従業員にとって、レジ前通路の床は、レジ台等の死角となるため視認することができない部分があり、仮にその視認可能な範囲に落下物があっても、店舗内が混み合う時間帯には、レジ台の前に会計待ちの利用客が並んでおり、レジ内の従業員がレジ打ちの作業に従事しながら当該落下物を速やかに発見してこれを取り除くことは困難であったこと、レジ付近の売場における品出し等の作業は、店舗内が混み合う時間帯は利用客の妨げとなるため通常行われておらず、その担当の従業員もレジ付近にはいなかったことが認められるものの、レジ前通路に本件天ぷらのような商品を利用客

が落とすことは通常想定し難いこと等から、控訴人において、顧客に対する安全配慮義務として、あらかじめレジ前通路付近において落下物による転倒事故が生じる危険性を想定して、従業員においてレジ前通路の状況を目視により確認させたり、従業員を巡回させたりするなどの安全確認のための特段の措置を講じるべき法的義務があったとは認められない。」

4. 【設問2】小問2について

(1) 出題趣旨

被害者の素因と過失相殺の問題である。被害者の身体的な素因で、被害者の損害の発生又は拡大の原因となったものがある場合、賠償額の減額をすべきかどうか問われている。民法722条2項の趣旨を踏まえた適切な法規範を提示すること、そのうえで、【事実】から法律上意味のある事実を摘示して法的に評価し、賠償額を減額することの可否について一貫した法的思考を示すことが求められる。

(2) 解説

ア 判例

①心因的素因〔最高裁昭和63年4月21日判決〕：過失相殺の類推適用を肯定

「身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において、その損害がその加害行為のみによって通常発生する程度、範囲を超えるものであって、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、その損害の拡大に寄与した被害者の右事情を斟酌することができる」

②病的素因〔最高裁平成4年6月25日判決〕：過失相殺の類推適用を肯定

「被害者に対する加害行為と被害者のり患していた疾患とがともに原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、被害者の当該疾患をしんしゃくすることができる」

③身体的特徴〔最高裁平成8年10月29日判決〕：過失相殺の類推適用を否定

「被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の存しない限り、被害者の右身体的特徴を損害賠償の額を定めるに当たり斟酌することはできない・・・けだし、人の体格ないし体質は、すべての人が均一同質なものであることはできないものであり、極端な肥満

など通常人の平均値から著しくかけ離れた身体的特徴を有する者が、・・・より慎重な行動をとることが求められるような場合は格別、その程度に至らない身体的特徴は、個々人の個体差の範囲として当然にその存在が予定されているものというべきだからである。これを本件についてみるに、上告人の身体的特徴は首が長くこれに伴う多少の頸椎不安定症があるということであり、これが疾患に当たらないことはもちろん、このような身体的特徴を有する者が一般的に負傷しやすいものとして慎重な行動を要請されているといった事情は認められないから、前記特段の事情が存するという事はできず、右身体的特徴と本件事故による加害行為とが競合して上告人の右傷害が発生し、又は右身体的特徴が被害者の損害の拡大に寄与していたとしても、これを損害賠償の額を定めるに当たり斟酌するのは相当でない。」

イ 本件のあてはめ

A の身体機能の低下および疲労の蓄積について過失相殺の類推適用が認められるか。

→身体的な素因が疾患といえるものであるか。

→そうではなく疾患にまで至らない身体的特徴であるかによって異なる扱いとすべきかどうか。

5. 参考文献

- ・鎌田・松本・野澤 編「新基本法コンメンタール債権 1」（日本評論社）
- ・遠藤浩 編「基本法コンメンタール債権各論 II」（日本評論社）
- ・磯村保「事例でおさえる民法 改正債権法」（有斐閣）
- ・法務省民事局「民法（債権関係）改正に関する説明資料」

以上